

税関信用喪失企業に対する共同懲戒実施に関する覚書

発改財金[2017]427号

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年3月29日、国家発展改革委員会等33部門が連名で、「税関信用喪失企業に対する共同懲戒実施に関する覚書」(以下、本覚書)に署名し、その内容を公布しました。本覚書は2016年に発表された税関高級認証企業に対する監督管理を補完する位置付けの内容となっており、税関信用喪失企業に対して、各部門が共同で処罰措置を行うことを規定しています。本制度を中心として、税関監督管理の新たなシステムを構築していくことを狙いとしています。

1. 政策の背景

2014年12月、「企業信用管理暫定弁法」(税関総署令第225号)が施行され、企業の信用状況・法令順守状況に応じて、高級認証企業、一般認証企業、一般信用企業、信用喪失企業に分類する管理が発表されました。高級認証企業に認定されれば、中国税関および、その他の国の税関との相互認証経営者(AEO)とみなされ、検査の簡素化等のメリットを享受することができます。

また、2016年10月には、国家発展改革委員会、人民銀行、税関総署など40部門が連名で「税関高級認証企業に対する共同奨励実施に関する覚書」を公布し、税関高級認証企業に対し、「容缺受理」¹や、審査・認可に関する優先ルート確保等の優遇を与えることを発表しました。

本覚書は、部門間での情報共有と動態管理を強化し、税関信用喪失企業およびその法定代表者等に対し制限・処罰措置を設けることで、税関による監督管理のレベルアップを図るものです。

2. 政策の内容

「企業信用管理暫行弁法」第10条に規定されている状況に該当する企業は税関信用喪失企業と判断されます(図表1ご参照)。信用喪失企業として認定された後、1年間が経過し、且つ第10条に規定される状況が再び発生していない場合、一般信用企業に分類が戻ります。

【図表1】(ご参考)信用喪失企業の判断基準

以下の状況に該当する企業は信用喪失企業と認定される

1. 密輸罪あるいは密輸行為がある場合
2. 非通関企業の1年以内の税関監督管理規定違反行為回数が、前年度の通関証明、輸出入備案(届出)リスト等の関連証票総数の1,000分の1を超え、かつ税関から受けた行政処罰金額が10万円を超える違反行為が2回以上ある場合、あるいは税関から受けた行政処罰累計金額が100万円を超える場合
3. 通関企業の1年以内の税関監督管理規定違反行為の回数が前年度の通関証明、輸出入備案リストの総証票数の10,000分の5を超える場合、あるいは税関から受けた行政処罰の累計金額が10万円を超える場合
4. 未払い税額、未払い罰金没収額を滞納した場合

¹ 「容缺受理」：提出書類に不備がある場合、期限内提出を保証する書面承諾を提出すれば、先行して受理し、手続をすすめることができる制度

5. 前四半期の通関誤差率が同期間の全国平均通関誤差率の2倍以上となった場合
6. 実地検査を経て、企業登記情報が真実でないを確認され、かつ連絡を取る手段が無い場合
7. 税関から通関業務への従事を一時的に停止された場合
8. 密輸、税関監督管理規定に違反している嫌疑があり、税関の調査への協力を拒む場合
9. 税関あるいはその他企業名義を借用して不当利益を得た場合
10. 虚偽行為を行い、企業信用情報を偽造した場合
11. その他税関が信用喪失企業と認める状況

本覚書において、各部門が連携して税関信用喪失企業に対し、制限・処罰処置を行えることが発表されています。各部門は全国信用情報共有プラットフォームを通じて情報を取得し、措置を決定します。具体的な措置については下記図表2をご参照下さい。

【図表2】発表された共同処罰措置(抜粋)

対応部署	具体的な内容
税関部門	<ul style="list-style-type: none"> ✓ より高い輸出入貨物検査率を適用(抜取検査・現場検査) ✓ 輸出入貨物エビデンスの重点審査実施 ✓ 加工貿易重点監督管理の実施 ✓ 税関総署が規定するその他管理措置
部門を跨ぐ処罰措置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨管理部門のA類企業管理適用不可 ✓ 密輸罪と判断された場合、外貨管理部門のC類企業管理適用 ✓ 一定期間、政府購買活動への参加不可 ✓ 一定期間、プロジェクト等の入札参加不可 ✓ 信用喪失状況を重要根拠とした融資・与信判断の実施 ✓ 税金の滞納があり、人民法院による強制執行が申請された後も支払いを行わない場合、法定代表者の消費活動を制限、不動産購入も制限 ✓ 国有資産取引への参加制限 ✓ 信用喪失状況を根拠とした、食品・薬品等許認可の審査 ✓ 危険化学品、安全評価等の領域への参入制限

3. 企業への影響

本覚書の公布によって、税関信用喪失企業に対する監督管理においてより部門間で連携を深めること、処罰対象は企業だけではなく、法定代表者・董事・監事・高級管理人員にまで及ぶことが発表されました。個人に対する制限措置は、消費の制限、不動産等の購入制限など多岐にわたります。法人に対する措置についても、外貨管理や与信管理の厳格化や、審査・認可期間の長期化、入札への参加制限など、運営コスト増・ビジネス機会の損失につながる可能性があり、留意が必要です。本覚書において発表された措置が今後、各部門の実務に反映されていくものと思われませんが、企業はより税関の信用分類を意識した運営を求められます。引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>(前文省略)</p> <p>附件</p> <p>关于对海关失信企业实施联合惩戒的合作备忘录</p> <p>为深入贯彻党的十八大和十八届三中、四中、五中、六中全会精神，落实《国务院关于建立完善守信联合激励和失信联合惩戒制度加快推进社会诚信建设的指导意见》(国发〔2016〕3号)、《国务院关于促进市场公平竞争维护市场正常秩序的若干意见》(国发〔2014〕20号)、《国务院关于印发社会信用体系建设规划纲要(2014-2020年)的通知》(国发〔2014〕21号)和中央文明委《关于推进诚信建设制度化化的意见》(文明委〔2014〕7号)等文件精神及“褒扬诚信、惩戒失信”的总体要求，国家发展改革委、人民银行、海关总署、中央文明办、中央网信办、最高人民法院、科技部、公安部、财政部、人力资源社会保障部、国土资源部、环境保护部、住房城乡建设部、交通运输部、农业部、商务部、文化部、国资委、税务总局、工商总局、质检总局、安全监管总局、食品药品监管总局、林业局、旅游局、银监会、证监会、保监会、民航局、外汇局、全国妇联、全国工商联、中国铁路总公司等部门依据有关法律、法规、规章及规范性文件等规定，对海关失信企业实施联合惩戒达成如下一致意见：</p> <p>一、联合惩戒对象</p> <p>实施失信联合惩戒的对象，为海关根据《中华人民共和国海关企业信用管理暂行办法》(海关总署令第225号，以下简称《信用办法》)认定的海关失信企业及其法定代表人(负责人)、董事、监事、高级管理人员。</p> <p>二、信息共享与联合惩戒的实施方式</p> <p>海关总署通过全国信用信息共享平台(失信联合惩戒系统)向参与联合惩戒的各部门，提供海关失信企业信息并按照有关规定动态更新。各部门获取海关失信企业信</p>	<p>(前文省略)</p> <p>添付資料</p> <p>税関信用喪失企業に対する共同懲戒実施に関する覚書</p> <p>党の十八大及び十八期三中、四中、五中、六中全会の精神を更に徹底的に実施し、「国務院 信用順守共同奨励、信用喪失共同懲戒制度を構築し、社会信用確立を推進する指導意見」(国発〔2016〕3号)、「国務院 市場の公平競争を促進し、市場の正常秩序を維持する意見」(国発〔2014〕20号)、「国務院 社会信用体系建设設計画ガイドライン(2014-2020年)を公布することについての通知」(国発〔2014〕21号)、中央文明委「社会信用建設を制度化することに関する意見」(文明委〔2014〕7号)等の通知内容および「誠実を評価し、信用喪失を罰する」という全体要求に基づき、国家發展改革委員会、人民銀行、税関総署、中央精神文明建設指導委員会弁公室、中央インターネット安全情報化指導小組弁公室、最高人民法院、科学技術部、公安部、財政部、人材社会保障部、国土資源部、環境保護部、住居城郷建設部、交通運輸部、農業部、商務部、文化部、国有資産監督管理委員会、税務総局、工商総局、質検総局、安全監督管理総局、食品薬品監督管理総局、林业局、観光局、銀监会、証监会、保监会、民航局、外貨管理局、全国婦女聯合会、全国工商聯、中国鉄道総公司等の部門は関連する法律、法規、規則及び規範性文書などの規定に基づいて、税関信用喪失企業に対して、共同で懲戒することについて以下の意見を提出する。</p> <p>一、共同懲戒の対象</p> <p>信用喪失共同懲戒の実施対象は「中華人民共和國税関企業信用管理暫定弁法」(税関総署令第225号、以下「信用弁法」)に基づき、税関信用喪失企業に認定された企業及びその法定代表者(責任者)、董事、監事、高級管理人員とする。</p> <p>二、情報共有と共同懲戒の実施方式</p> <p>税関総署は全国信用情報共有プラットフォーム(信用喪失共同懲戒システム)を通じて、共同懲戒に参加する各部門に向けて、税関信用喪失企業情報を提供し、あわせて関連規定に基づき、動態を更新する。各部門は税関信用喪失企業の情報</p>

息，依照有关法律、法规、规章及规范性文件的规定，对联合惩戒对象采取下列一种或多种惩戒措施（相关依据和实施部门见附录）。同时，各部门每季度将执行情况反馈给国家发展改革委和海关总署；对于在日常监管中已向全国信用信息共享平台及时传输相关信息的部门，无需再按季度进行反馈。

三、惩戒措施及实施部门

（一）海关部门采取的惩戒措施

1. 适用较高的进出口货物查验率（布控查验或者实货验估）。
2. 实施进出口货物单证重点审核。
3. 实施加工贸易重点监管。
4. 海关总署规定的其他管理原则和措施。

（二）跨部门联合惩戒措施

5. 不予适用检验检疫部门A级及以上企业信用管理，对其中有走私行为、走私罪的海关失信企业，直接列为信用D级管理，实行限制性管理措施。
6. 对进出口货物适用较高的检验检疫查验率。
7. 在出口退税管理方面严格加强出口退税审核。
8. 对违法违规的固体废物进口企业，提高监管频次，依法实行限制性管理措施。
9. 对有拖欠海关应缴税款或者应征罚没款项情形的海关失信企业的法定代表人（负责人），在未按规定缴清相关款项或提供有效担保前，阻止其出境。具体工作程序，按照公安部有关要求执行。
10. 将列入“信用中国”网站受惩黑名单的失信信息作为限制有关商品进出口配额分配的依据。
11. 在一定期限内，对有走私罪的海关失信企业，列入黑名单，依法限制其法定代表人（负责人）、董事、监事、高级管理人员成为其他公司的法定代表人（负责人）、董事、监事、高级管理人员。
12. 不予适用外汇部门A类企业管理。
13. 对有走私行为、走私罪的海关失信企业，直接列为外汇部门C类企业管理，实行限制性管理措施。

を取得し、関連する法律、法規、規則及び規範性文書の規定に則って、共同懲戒の対象に以下の1種類あるいは多種類の懲戒措置（関連する根拠と実施部門は添付参考）を採用する。同時に、各部門は四半期ごとに実施状況を国家發展改革委員会と税関総署までフィードバックする。日常の監督管理において全国信用情報共有プラットフォームまで遅滞無く情報を共有し、関連情報を転送した部門は四半期ごとに再度報告する必要はない。

三、懲戒措置及び実施部門

（一）税関部門が採用する懲戒措置

1. より高い輸出入貨物検査率を適用する（抜き取り検査、或いは現場検査）
2. 輸出入貨物エビデンスの重点審査を実施する
3. 加工貿易重点監督管理を実施する
4. 税関総署が規定するその他管理原則及び措置

（二）部門を跨ぐ共同懲戒措置

5. 検査検疫部門A級及びA級以上企業の信用管理が適用されず、そのうち密輸行為があり、密輸罪と判断された税関信用喪失企業は、直接信用D級管理とされ、制限性管理措置を実行する
6. 輸出入貨物に対し、より高い貨物検査率を適用する
7. 輸出税金還付管理における輸出還付審査を強化する
8. 違法な固体廃棄物輸入企業に対し、監督管理の頻度を引き上げ、法に則って制限性管理措置を実行する
9. 税関に納税すべき税金、あるいは罰金を支払わない状況の税関信用喪失企業の法定代表者（責任者）は、規定に基づいて支払い、あるいは担保提供を行うまで、域外への出国を阻止される。具体的な業務プロセスは公安部の関連要求に基づいて執行される
10. 「信用中国」ウェブサイトにおいて、ブラックリストにリストアップされた信用喪失情報は、制限関連の輸出入商品の分配根拠とされる
11. 一定の期限内において、密輸罪と判断された税関信用喪失企業は、ブラックリストに掲載され、法に則ってその法定代表者（責任者）、董事、監事、高級管理人員がその他の企業の法定代表人（責任者）、董事、監事、高級管理人員となることを制限する
12. 外貨部門のA類企業管理が適用されない
13. 密輸行為があり、密輸罪と判断された税関信用喪失企業は、直接、外貨部門のC類企業管理に分類され、制限性管理措置を実施する

14. 在一定期限内，将失信状况作为合格境内机构投资者、合格境外机构投资者等外汇额度核准与管理的重要参考依据。

15. 对发行公司（企业）债券从严审核；在银行间市场发行非金融企业债务融资工具限制注册，并按照注册发行有关工作要求，强化信息披露，加强投资人保护机制管理，防范有关风险。

16. 在审批证券公司、基金管理公司、期货公司的设立和变更持有5%以上股权的股东、实际控制人，以及私募投资基金管理人登记时，依法将失信企业的失信状况作为重要参考依据。

17. 在上市公司或者非上市公众公司收购的事中事后监管中，予以重点关注。

18. 将海关失信企业的失信情况作为股票发行审核的重要参考。

19. 依法限制设立融资性担保公司；在审批融资性担保公司或金融机构董事、监事及高级管理人员任职资格时，将海关失信企业的失信状况作为重要参考依据。

20. 在一定期限内，依法限制参与政府采购活动。

21. 在一定期限内，依法限制参与工程等招投标。

22. 在一定期限内，暂停审批与失信企业相关的科技项目。

23. 在审批保险公司设立时，将海关失信企业的失信状况作为重要参考依据。

24. 对有拖欠缴海关应缴税款或应缴罚没款项情形的海关失信企业，在海关申请人民法院强制执行后，仍不履行的，限制海关失信企业及其法定代表人（负责人）支付高额保费购买具有现金价值的保险产品。

25. 将海关失信企业的失信状况作为设立商业银行或分行、代表处以及参股、收购商业银行的审批时审慎性参考。

26. 依法限制境内上市公司实行股权激励计划或者限制成为股权激励对象。

27. 将海关失信企业的失信状况作为其融资或对其授信的重要依据或参考。

28. 对有拖欠缴海关应缴税款或应缴罚没款项情形的海关失信企业，在海关申请人民法院强制执行后，仍不履行的，由人民法院依法纳入失信被执行人名单，限制其法定代表人（负责

14. 一定期限内において、信用喪失状況が域内適格機構投資者や、適格域外機構投資者等の外貨限度額審査と管理の重要参考根拠とされる

15. 債券発行企業への審査を厳格にする。インターバンク市場において発行する非金融企業債務融資ツールの登録制限、併せて、登記発行の関連業務要求に基づき、情報公開を強化し、投資人保護メカニズム管理を強化し、関連リスクを防止する

16. 証券会社、ファンド管理会社、先物会社の設立、5%以上の株式持分の所有者、実権者の変更、私募投資ファンド管理人登記の審査・批准時、信用喪失企業の信用喪失状況を重要参考情報として参照する

17. 上場会社あるいは非上場大衆企業の買付に対する事中事後監督管理において、重点的に注意を払う

18. 税関信用喪失企業の信用喪失状況を株式の発行審査の重要参考とする

19. 法に則って融資性担保会社を設立することを制限する。融資性担保会社或いは金融機構董事、監事及び高級管理人員の任命資格を審査する際、税関信用喪失企業の信用喪失状況を重要な参考根拠とする。

20. 一定期限内において、法に則って政府購入活動への参加が制限される

21. 一定期限内において、法に則ってプログラム等の入札への参加が制限される

22. 一定期限内において、信用喪失企業に関連する科学技術プロジェクトの審査を一時的に停止する

23. 保険会社設立の審査時、税関信用喪失企業の信用喪失状況を重要な参考根拠とする

24. 税関税金あるいは罰金を支払わない状況にある税関信用喪失企業は人民法院の強制執行の後、なお支払わない場合、税関信用喪失企業及びその法定代表人（責任者）が高額で現金価値のある保険を購入することを制限する

25. 税関信用喪失企業の信用喪失状況を商業銀行、支店、代表処の設立、株購入、商業銀行買収の際の重要な参考情報とする

26. 法に則って域内上場会社による持分奨励の実行を制限する、或いは、持分奨励の対象となることを制限する

27. 税関信用喪失企業の信用喪失状況を融資または与信の重要根拠、あるいは参考とする。

28. 税関税金あるいは罰金を支払わない状況にある税関信用喪失企業は、人民法院による強制執行が税関より申請された後も支払わない場合、人民法院が法に則って信用喪失被執行者リストにリストアップし、その法定代表人（責任者）の飛行機

<p>人)乘坐飞机、列车软卧、轮船二等以上舱位、G字头动车组列车全部座位、其他动车组列车一等以上座位等非生活和工作必须的消费行为。”</p>	<p>への搭乗、寝台列車、船の二等以上クラス、高速鉄道のすべての座席、その他列車の一等以上の座席等に乗ること等、生活及び業務上、不要な消費行為を制限する。</p>
<p>29. 对有拖欠缴海关应缴税款或应缴罚没款项情形的海关失信企业，在海关申请人民法院强制执行后，仍不履行的，限制海关失信企业及其法定代表人（负责人）购买房产、土地等不动产。</p>	<p>29. 税関税金あるいは罰金を支払わない状況にある税関信用喪失企業は人民法院による強制執行を税関が申請した後も支払わない場合、税関信用喪失企業及びその法定代表者（責任者）が土地等、不動産を購入することを制限する</p>
<p>30. 限制参与国有企业资产、国家资产等国有产权交易。</p>	<p>30. 国有企業資産、国家資産等の国有産権取引への参加を制限する</p>
<p>31. 在申请政府性资金支持和保障资金支持时，依法·依规采取从严审核或降低支持力度或不予支持等限制措施。</p>	<p>31. 政府性資金及び社会保障資金支援を申請する際に、法律法規に則って、より厳しい基準で審査する、支援レベルを引き下げる、あるいは支援なし等の制限措置を実施する</p>
<p>32. 限制海关失信企业的法定代表人（负责人）担任国有独资公司董事、监事及国有资本控股或参股公司董事、监事及国有企业的高级管理人员；已担任相关职务的，提出其不再担任相关职务的意见。</p>	<p>32. 税関信用喪失企業の法定代表者（責任者）が国有独資企業の董事、監事、及び国有企業の高級管理人員を務めることを制限する。すでに関連職務を担当している場合、関連職務を担当してはならないとの意見を提出する。</p>
<p>33. 限制海关失信企业及其法定代表人（负责人）使用国有林地，申报重点林业建设项目，申报草原征占用审批，申报重点草原保护建设项目。</p>	<p>33. 税関信用喪失企業及び法定代表者（責任者）が国有林地を使用すること、重点林業建設プロジェクトを申告すること、草原利用の審査批准を申告すること、重点草原保護建設プロジェクトを申告することを制限する。</p>
<p>34. 将海关失信企业相关信息依法依规作为从事药品、食品安全行业从严审批的参考。</p>	<p>34. 税関信用喪失企業関連情報は、法律法規に則って、薬品、食品安全産業に従事する際、厳しく審査する参考基準とする</p>
<p>35. 限制从事危险化学品生产经营储存、烟花爆竹生产经营、矿山生产、安全评价等行业，限制在认证行业执业，限制取得认证机构资质，限制获得认证证书。</p>	<p>35. 危険化学品生産経営、保管や花火・爆竹生産経営、鉱山生産、安全評価等の業種への参入を制限する。認証のある業種への参入、認証機構資質の取得、認証証書の取得を制限する。</p>
<p>36. 海关总署将海关失信企业信息在海关总署门户网站、中国海关企业进出口信用信息公示平台、“信用中国”网站、国家企业信用信息公示系统、网络交易监管信息化系统等向社会公布。</p>	<p>36. 税関総署は税関信用喪失企業情報を税関総署ホームページや、中国税関企業輸出入信用情報公示プラットフォーム、「信用中国」ウェブサイト、国家企業信用情報公示システム、インターネット取引監督管理情報化システム等にて社会に対し公示する</p>
<p>37. 海关失信企业的失信信息由中央网信办协调互联网新闻信息服务单位向社会公布。</p>	<p>37. 税関信用喪失企業の信用喪失情報は中央網信弁協調インターネットニュース情報サービス単位より社会向けに公布する。</p>
<p>38. 在一定期限内，限制海关失信企业及其法定代表人（负责人）获得相关部门颁发的荣誉证书、嘉奖和表彰等荣誉性称号。</p>	<p>38. 一定の期限内において、税関信用喪失企業及びその法定代表者（責任者）は関連部門より発行される榮譽証書、表彰等の榮譽性の称号を得ることを制限される</p>
<p>39. 鼓励各级党政机关、社会组织、企事业单位使用海关失信企业名单及相关信息，结合各自主管领域、业务范围、经营活动制定对海关</p>	<p>39. 各級党政機関、社会組織、企業事業単位が税関信用喪失企業リストや関連情報を使用することを奨励し、各自の主管領域や、業務範囲、経営活動を結合し、税関信用喪失企業及び</p>

<p>失信企业及其法定代表人（负责人）的惩戒措施；鼓励政府部门、社会组织、企事业单位加强合作、信息共享，共同加大对海关失信企业的信用监督、威慑和惩戒；鼓励将海关失信企业信息作为重要信用评价指标纳入社会信用评价体系。</p> <p>四、联合惩戒的动态管理</p> <p>海关总署在全国信用信息共享平台失信行为联合惩戒系统上实时更新海关失信企业信息。各部门根据各自职责，按照法律法规和有关规定实施惩戒或解除惩戒。根据《信用办法》的规定，适用失信企业管理满1年，且未再发生《信用办法》第十条规定情形的。海关应当将其调整为一般信用企业管理。因此，海关总署在向各部门通报海关失信企业信息时，应注明决定作出日期及效力期限，各部门根据各自的法定职责，按照法律法规和有关规定实施惩戒或解除惩戒。根据海关总署提供的信息，超过效力期限的，不再实施联合惩戒。</p>	<p>その法定代表者（責任者）に対する懲戒措置を制定する。政府部門、社会組織、企事業單位が協力を強化し、情報を共有し、税関信用喪失企業への信用監督管理、抑止及び懲戒を共同で強化する。税関信用喪失企業情報は重要な信用評価指標として社会信用価格評価システムまで入力する。</p> <p>四、共同懲戒の動態管理</p> <p>税関総署は全国信用情報共有プラットフォーム信用喪失行為共同懲戒システムにおいて、税関信用喪失企業情報を随時更新する。各部門は各自の職責に基づき、法律法規及び関連規定に沿って懲戒を実施、或いは解除する。「信用弁法」の規定に基づいて信用喪失企業管理より満1年管理され、かつ「信用弁法」第十条において定められている状況が再発生しなかった場合、税関は一般信用企業として管理する。税関総署が各部門に向けて税関信用喪失企業情報を通報する際、決定日付と有効期限を明記しなければならない。各部門は各自の法定職責に基づいて、法律法規及び関連規定に沿って懲戒を実施、或いは解除する。税関総署より提供される情報に基づいて、有効期間を超過する場合、共同懲戒は実施されない。</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室